

委託設計書・仕様書

設計	校合	副主幹	所長	副課長	課長

令和 7 年度

委託名 環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託（単価契約）

委託場所 川越市大字大仙波 1 2 4 9 番地 1

設計額 単価 円/t 委託価格 単価 円/t

委託の 概要	環境衛生センターから発生する脱水汚泥等を資源化センター及び東清掃センターまで運搬する業務委託
	契約期間：令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで（1 年・1 2 箇月）
	（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
	・ 令和 7 年度（9 箇月間） 運搬予定量 648t
	・ 令和 8 年度（3 箇月間） 運搬予定量 216t
理由	環境衛生センターから発生する脱水汚泥等を適正に焼却処分するため。

環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本仕様書は、「環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託（単価契約）」（以下「委託」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に則り、適正な処理を行い、脱水汚泥等の円滑な運搬業務の執行を確保するために、必要な仕様を定めることを目的とする。

2 委託の概要

本業務委託は、川越市環境衛生センターから発生する脱水汚泥等を川越市資源化センター及び川越市東清掃センターまで運搬する業務である。

3 委託期間

委託期間は、次のとおりとする。

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払方法

支払方法は、毎月の運搬実績に応じて月毎に支払うものとする。また、委託料の算出については、毎月の運搬量（t）に単価（円／t）を乗じて算出するものとし、算出額の1円未満は切り捨てとする。

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、単価（円／t）を記載すること。

6 運搬対象物、運搬予定量、排出場所及び運搬先

（1） 運搬対象物

脱水汚泥及びし渣

（2） 運搬予定量

令和7年度（9箇月間） 648 t

令和8年度（3箇月間） 216 t

（運搬予定量は運搬計画の数量であるため、実際に運搬する数量を保証するものではない。）

（3） 排出場所

川越市環境衛生センター（川越市大字大仙波1249番地1）

(4) 運搬先

川越市資源化センター (川越市大字鯨井782番地3)

川越市東清掃センター (川越市芳野台2丁目8番地18)

7 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

(3) 労働安全衛生法

(4) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

(5) その他関係法令

8 一般事項

(1) 本仕様書は、本委託業務の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成上当然必要と思われるものについては、本仕様書の有無にかかわらず受注者の責任において実施するものとする。

(2) 本委託は、本仕様書その他、市の提供する資料に基づき業務を実施しなければならない。

(3) 受注者は、業務の実施にあたり市と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施しなければならない。

(4) 受注者は、業務の遂行にあたり施設の運営に支障のないように実施しなければならない。

(5) 受注者は、業務の遂行にあたり建物・機器等に損傷を与えないよう十分に注意を払い、業務を実施しなければならない。

9 委託業務内容

(1) 委託範囲

環境衛生センターの脱水汚泥ホッパー(15m³)に貯留した脱水汚泥及び袋詰めされたし渣を車両に積込み、資源化センター及び東清掃センターまで運搬し、処分施設に投入する。

(2) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務にあたなければならない。

ア 作業日程は、発注者と協議し、また、環境衛生センター運営管理業務委託の受注者と調整の上、決定すること。

イ 環境衛生センターでの積込作業時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、いずれも翌日の施設運転に支障のないようにすること。

ウ 資源化センター、東清掃センターの受入時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとする。

エ 土曜・日曜・祝日及び年末年始は原則として休業日とするが、環境衛生センターの稼働状況により排出業務を行うこと。

(3) 使用車両

運搬に使用する車両は、以下の条件に合致するものとする。

ア 脱水汚泥等が飛散及び流出するおそれのないもの。

イ 事前に排出施設、受入施設、台貫設備、運搬経路等を調査し、作業に支障の無い車両とすること。

ウ 車両の大きさは 4 t ダンプ程度とするが、事前に発注者と協議すること。

10 作業注意事項

受注者は、この業務の実施にあたり次の事項に注意しなければならない。

(1) 脱水汚泥等運搬中は、天蓋またはシートをかける等の飛散防止、臭気の漏れ防止処置をとること。

(2) 過積載しないこと。

(3) 運搬途中での積替等を行わないこと。

11 業務管理

(1) 業務従事者名簿等の提出

ア 受注者は、業務の実施にあたり次の書類を市に提出しなければならない。なお、変更のあった場合も同様とする。

① 委託業務実施計画書

② 管理技術者等通知書

③ 業務従事者名簿 ※施設の防犯上、必要なため

④ 運搬計画書

・ 作業計画書（作業手順書、連絡体制）

・ 運搬経路（地図上に記入したもの、所要時間、距離）

・ 運搬車両（使用車両一覧、車検証の写し、写真（前・横））

イ 当該業務において責任者を定め、業務の監督及び市との連絡に当たらせること。

ウ 廃棄物運搬車両の運転者は、原則として1つの車両専属とすること。

(2) 運搬量の確認

脱水汚泥等の運搬量の確認は、原則として運搬先である資源化センター及び東清掃センターの計量器により計量した量により行うものとする。

(3) 委託業務実施報告書

受注者は、実施した業務内容を月毎に委託業務実施報告書により翌月10日までに報告しなければならない。(委託業務実施報告書には、毎日の脱水汚泥等の運搬台数、運搬量を記載した月報を添付すること。)

(4) 安全教育の徹底

受注者は、従業員に事故防止のための安全教育の徹底を図るとともに、委託業務の公共性を認識し、円滑な業務の遂行を確保するよう、次の事項について、努力と責任をもって業務にあたるよう指導しなければならない。

ア 安全衛生に関すること。

イ 交通事故防止に関すること。

ウ 災害及び災害防止に関すること。

(5) 服装及び言動

業務従事者は、受注者制定の衣服を着用するとともに、公共サービスの従事者にふさわしい言動に努めなければならない。

(6) 事故報告

受注者は、運搬作業中事故等が発生した場合は速やかに市に報告し、その指示を受けなければならない。

(7) 損害賠償

ア 適正な業務が確保されないものに伴う故障及び事故については、すべて受注者の責任において早急に現状に復するものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

イ 受注者の過失による火災、盗難、破損、事故等により市及び第三者に損害を及ぼした場合には、それに係る一切の費用は受注者の負担とする。

(8) 秘密の厳守

受注者は、業務上知り得た機密事項は第三者に漏らしてはならない。

12 負担区分

この業務に要する車両、用具、燃料等は、受注者の負担とする。また、運搬に使用する車両等は常に清潔に保持しなければならない。

13 契約の解除

契約条項に定めるほか、受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1、2、3号の基準に適合しなくなったとき。

14 外部への再委託

本業務の再委託は不可とする。

15 特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

16 疑義について

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義を生じたときは、その都度、発注者と受注者が誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとする。